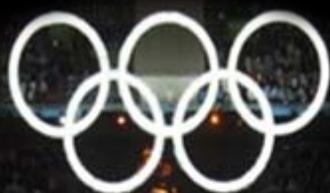


(財) 日本オリンピック委員会

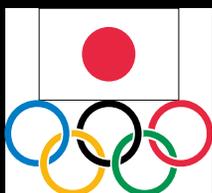
資 料



JOC Team Japan ポリシー・ステートメント



“Olympism... exalting and combining in a balanced whole the qualities of body, mind and will.”
Pierre de Coubertin



財団法人 日本オリンピック委員会
Japanese Olympic Committee



はじめに

第29回オリンピック競技大会(2008/北京)は、204の国と地域の代表が参加し世界中が注目する中で最高水準のパフォーマンスが繰り広げられた。1896年に第1回大会を開催してから112年目を迎えたオリンピック競技大会は、4年に一度、五大大陸にまたがる世界中の競技者を一堂に集めて開催される偉大なスポーツの祭典である。2009年の国連加盟国数が192であることを考えてもオリンピック競技大会の参加国・地域数は、大きな影響力を持つことが想像できる。

オリンピック競技大会は、オリンピズムの根本原則に支えられている。肉体と意志と知性の資質を高めて融合させた、均衡のとれた総体としての人間を目指すという崇高なオリンピズムの基に開催されるオリンピック競技大会は、各競技・種目の勝利を目指すだけではない。スポーツを通して人間の調和のとれた発達に役立て、人間の尊厳保持に重きを置き、平和な社会を推進することに努めるものである。そのため、オリンピック競技大会に日本を代表して参加する選手団は、単にスポーツの国際総合競技大会に出場するというものであってはならない。オリンピックに関わる者は真に国民の代表であり、各国・地域の代表選手団と共に競い合い、地球人としてグローバルな課題に向き合い、一般社会における調和的発展のために尽力すべきである。

進化する今日のグローバル社会において、日本がオリンピック競技大会に参画するだけの時代は終わった。日本は、国際社会のリーダー国であり豊かなスポーツを推進することを目指す国である。これからはオリンピズムを守り、発展させていかななくてはならない。かつて、日本人初のオリンピック金メダリストである織田幹雄は、「強いものは美しい」と述べた。世界中から尊敬されるオリンピック競技大会の勝者は、まさにオリンピズムの体現者であり、その象徴である。そのために我々は、高い競技力を持ち尊敬される競技者の育成・強化に取り組む。

そこで(財)日本オリンピック委員会(以下JOC)では、国際オリンピック委員会(以下IOC)が主催するオリンピック競技大会等の国際総合競技大会に日本代表選手団をJOC Team JAPANの代表として派遣する。ここにJOC Team JAPANのポリシー・ステートメントを表明し、広く国民の代表チームであることを国民と共に確認し、宣言する。

本ポリシー・ステートメントは、オリンピック憲章に定めるオリンピズムの根本原則を確認した上で、オリンピック・ムーブメントの価値および大義に基づき表明するものである。





オリンピズムの根本原則

1. オリンピズムは人生哲学であり、肉体と意志と知性の資質を高めて融合させた、均衡のとれた総体としての人間を目指すものである。スポーツを文化や教育と融合させるオリンピズムが求めるものは、努力のうちに見出される喜び、よい手本となる教育的価値、普遍的・基本的・倫理的諸原則の尊重などに基づいた生き方の創造である。
2. オリンピズムの目標は、スポーツを人間の調和のとれた発達に役立てることにある。その目的は、人間の尊厳保持に重きを置く、平和な社会を推進することにある。
3. オリンピック・ムーブメントは、オリンピズムの諸価値に依って生きようとする全ての個人や団体による、IOCの最高権威のもとで行われる、計画され組織された普遍的かつ恒久的な活動である。それは五大陸にまたがるものである。またそれは世界中の競技者を一堂に集めて開催される偉大なスポーツの祭典、オリンピック競技大会で頂点に達する。そのシンボルは、互いに交わる五輪である。
4. スポーツを行うことは人権の一つである。各個人はスポーツを行う機会を与えられなければならない。そのような機会は、友情、連帯そしてフェアプレーの精神に基づく相互理解が必須であるオリンピック精神に則り、そしていかなる種類の差別もなく、与えられるべきである。スポーツの組織、管理、運営は独立したスポーツ団体によって監督されなければならない。
5. 人権、宗教、政治、性別、その他の理由に基づく国や個人に対する差別はいかなる形であれオリンピック・ムーブメントに属する事とは相容れない。

オリンピック・ムーブメントに属するためには、オリンピック憲章の遵守および及びIOCの承認が必要である。

■ JOC Team Japanの定義

JOC Team Japanとは、広義において、オリンピック日本代表選手としてオリンピック競技大会に出場した競技者（オリンピック）、オリンピックを目指そうとする者、オリンピックを育成する者とその支援者、オリンピズムの理解者、及びオリンピックやオリンピズムに関心を持つ者から構成される。

オリンピック競技大会、アジア競技大会、ユニバーシアード、ユースオリンピックゲーム、その他これらに準ずる国際総合競技大会にJOCが派遣する日本代表選手団及びその支援チームは、広義のJOC Team Japanを代表するものであり、狭義のJOC Team Japanと定義する。

JOC Team Japanの構成員は、品位と品格を兼ね備えた社会のロールモデルであることを忘れてはならない。

■ JOC Team Japanの構成



～責任なくして栄光はない～

“Dear athletes

These Games belong to you . . . so give them the magic that we all desire through your performances and your conduct. Remember that you are role models for the youth of the world. There is no glory without responsibility.”

“Opening Ceremony Speech IOC President Jacques Rogge at Vancouver Olympics”



■ JOC Team Japanの目標

JOC Team Japanは一つのチームとして、以下の目標達成に向けて力を合わせる。

- オリンピック競技大会等の国際総合競技大会におけるメダルの獲得
JOC Team Japanは、国際総合競技大会において国際競技力向上を示す指標の一つであるメダルの獲得を目指す。
- 社会のロールモデル
JOC Team Japanは、アスリートを社会のロールモデルと位置付けている。身体を極限まで鍛え、知性と品格、環境保全を兼ね備えたアスリートを育成し支援していくことは、未来の日本を支える子どもに対する教育の一環を担うものである。
さらに、JOC Team Japanは、その構成員であるアスリートの以外の構成員も同様に社会のロールモデルとなるべく養成をしていく。
- 他のスポーツとの共存共栄
JOC Team Japanは国際競技力向上を目指すだけでなく、これらを支えるコミュニティスポーツの分野やパラリンピックの分野ともお互いに協調し、協力し合うことを推進する。
- 地域社会への支援
JOC Team Japanは、地域で行われているスポーツ活動に積極的に関与し、支援を行う。
- 国際社会への貢献
JOC Team Japanは、スポーツを通じた国際貢献にリーダーシップを発揮し積極的に関与していく。

これら上記の目標を達成することにより、オリンピズムの体現者を育成し、増やしていくこと、そして社会にその利益を還元していくことがJOC Team Japanの活動における根幹を成すものである。

■ JOC Team Japanの活動

- 国際競技力向上のための強化・育成活動
JOC Team Japanは、世界中から尊敬されるオリンピック競技大会の勝者こそがオリンピズムの体現者であるとの前提に立ち、高い競技力と尊敬される競技者を育成・強化するための諸活動を行う。これには、国際総合競技大会における日本代表選手団としての総合的活動、強化本部傘下の各種専門委員会の活動、味の素JOCナショナルトレーニングセンターを中核として行われる各種アカデミー事業、拠点ネットワーク・情報戦略事業、地域タレント発掘事業に関する活動、各競技団体の競技者育成事業への支援活動等が含まれる。
- オリンピック・ムーブメントに基づく活動
オリンピズムは生涯にわたって学び、理解し、体現していくものである。また、IOCは、近年、国際社会におけるオリンピック・ムーブメントの価値に鑑み、国際社会との協調を推進している。JOC Team Japanは、オリンピズムの理念や根本原則はもとより、こうしたIOCの意思を深く理解し、本ポリシー・ステートメントに基づいて、社会におけるオリンピズムの推進と発展に貢献する活動を行う。
- 国際社会への貢献活動
政府開発援助(ODA)等のスポーツ活動を通じた国際貢献活動を行う。

■ JOC Team Japanの活動を推進するために必要となる取組み

1. スポーツ基本法の制定

社会の大きな変化の流れと共に、スポーツを取り巻く環境も大きく変化している。そのような中、スポーツ振興に対する基本方針と国、地方公共団体の基本的態度について、時代に応じた新しい法律を制定する必要がある。

2. スポーツ庁の設置

スポーツ基本法の制定と同時に国内の多様なスポーツ行政を一元化し効率化することは、スポーツの振興に欠かせない。

3. 国際競技力向上に関わる財政の効率化

限られた財源を効率的に活用するためには、複数存在する国際競技力向上に関わる予算を一元化する必要がある。また、税制に対する検討もなされるべきである。

4. 我が国のスポーツ資源の開発・活用・促進のための事項

アスリート、コーチ、役員、その他JOC Team Japanに関わる最も重要な資源は、人である。これらの人々を育成・活用・促進するためには、アカデミー事業が不可欠な要因となる。さらに、育成・活用・促進の場として、ナショナルトレーニングセンターおよび拠点ネットワーク事業をさらに充実していく必要がある。

5. 競技水準の向上を図り、支える事項

国際競技力向上のためには、高速化、高強度化、高度化、高品質化、そして焦点化が進む強豪国との戦いに凌ぎを削り勝利することが求められている。その中でアスリートを助け、支えるスポーツ医・科学・情報分野のサポート／研究活動を推進する必要がある。

6. トップアスリートに関わる人材の発掘・育成の事項

地域で展開されているスポーツ能力に秀でた子ども達の発掘・育成事業を推進していくことが重要である。

7. 国際舞台(オリンピック等)で活躍する機会を提供する事項

スポーツに限らず多くの分野において、早期の段階から国際舞台で活躍する機会や観る機会を与えることが世界的に通用する人材を育成することに繋がる。その意味からも多くの国際大会を招致することが求められる。

8. スポーツの資格に関する事項

コーチ、トレーナー等のアスリートを支える分野における職業化(専任化)を推進することは、アスリートが有能なコーチやトレーナーを利用できることを目指すIOCの意向に沿うものである。さらに、アスリートのキャリアアランジションを考えた場合にも必要な事項である。

9. スポーツの価値を高め、守るための事項

より多くの人々がオリンピックの価値を認識し発展させることが大切であり、オリンピックを中心としたJOC Team Japanのメンバーはその価値を積極的に広め、伝えていくことが求められる。

10. 成果を公表し、評価を受けるための事項

JOC Team Japanは、派遣された国際総合競技大会についてその成果と取り組みの過程を広く公表し、評価を受ける。

JOC Team Japanが求める国策化

国民全体の理解の下に財政保証も含めて国および地域のスポーツ行政と一体となり推進される活動をいう。

添付資料(予定)

- 2009 IOCオリンピック kongress 提言 社会におけるオリンピック・ムーブメント
- 日本代表選手団編成方針
- 日本代表選手団行動規範

スポーツ振興に関する提案

財団法人日本オリンピック委員会は、スポーツ振興基本計画に基づき、2001年4月に“JOCゴールドプラン”を策定し、「国際競技力向上と維持のためのシステムづくり」、「競技間連携の促進」、「オリンピック・ムーブメントの推進」を掲げ、その実現に向け、具体的な施策に取り組んできました。

そして、2004年アテネオリンピック大会での成果を踏まえ、“JOCゴールドプランステージⅡ”として、「金メダル獲得数での世界トップ3を目指す」、冬季大会では「メダル総数での世界トップ5を目指す」ことを目標に掲げ、その目標達成のために、他国の情報を分析するとともに、選手・コーチ、そして、さまざまな分野の専門家が一丸となった「チームジャパン」のもと、日々選手強化活動を行っています。

JOCを中心に各競技団体とともにスポーツ界が一丸となり、中長期的な視点を踏まえ、トレーニング環境と、強化資金の充実と安定的な財源基盤の確立、指導者の育成、ネットワークの構築等をはじめとする施策を展開するとともに、このような活動に対する国民の理解を得るために、オリンピック・ムーブメントの推進にも取り組まなければなりません。

しかし、これらの諸施策を展開するには、現行の法律、制度、組織及び限られた財源等、スポーツ界の努力だけでは解決できない課題も多く、政府、地方、自治体、企業、大学等とも連携した国を挙げた取り組みが必要となります。

そこで、トレーニングの充実、強化費の拡充、国際大会開催費補助、オリンピック招致に伴う財政保証、企業・大学・地方自治体等が支援しやすい環境づくりなど、国際競技力向上のための諸施策を国策として取り組んでいただきたくご提案申し上げます。

1. 補助金・助成金関係について

○ 補助・助成先をJOCに一元化

国庫によるすべての競技力向上関係補助、スポーツ振興基金助成、スポーツ振興くじ助成は、窓口をJOCに一元化し、その活用の裁量をJOCに一任することで、全体の強化計画にそって効果的に、効率よく国際競技力向上を図ることができる。

○ 補助率のアップと対象科目の柔軟な運用

現行の国庫補助金は2/3、基金などは4/5という補助率になっているが、「スポーツは国策であり、その効果は国益である」という観点からすると100%補助であることが望ましい。難しい場合でも90%以上の補助とする。

財政的基盤の脆弱な競技団体では、自己負担分の財源を確保できず、JOCの補助、選手個人の自己負担等にたよっている。

また、補助・助成対象科目の範囲を広げるとともに、現実的に即した単価設定等変更可能な運用面での柔軟性のある仕組みの整備が必要である。

○ 複数年度補助制度の設置

オリンピックに向けた選手強化は4年、8年といったスパンで強化計画が組まれるため、最低でも4年間を見据えた予算を保障する。

複数年度での予算編成が行えることで、オリンピックに向けた中長期計画に基づいた選手強化が可能となり、選手強化費はより効率的に活用されることとなる。

○ 組織基盤の整備

スポーツ立国化の実現のために、JOC・中央競技団体の事務局機能の充実と質的向上を図るための人件費の助成事業の拡充。

2. ナショナルトレーニングセンター（NTC）関係について

○ NTC施設利用料金の無料化又は低廉化

ナショナルレベルの専用トレーニング施設にもかかわらず、専有面積に応じた施設利用料が設定されている。JOCでは各競技団体の利用促進を図るために、施設利用料、食費、宿泊費などの一部経費を負担することとしたが、JOCの予算を圧迫する結果を招いている。我が国のNTCも競技団体の負担を軽減し、選手やスタッフがトレーニングに専念出来る環境を一日でも早く実現させるためにも、NTC利用料金の更なる低廉化・無料化を図るべきである。

○ その他NTCの整備

NTC中核拠点では対応できない、競技（屋外競技、海洋/水辺系競技、冬季競技、高地トレーニング等）は、国内既存施設を「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点」として指定・支援を実施している。

しかし、ハード面、ソフト面、システム面において諸外国と比較して見劣りする。屋外競技NTC、海洋/水辺系競技NTC、冬季競技NTC、高地NTCとなるよう整備しNTC中核拠点との連携・協力を図り、効果的に選手強化ができる環境整備が必要である。

○ 海外強化拠点の設置に関する助成制度の設置・拡充

2012年ロンドンオリンピックを初めとする海外で開催される国際総合競技大会対策として、海外拠点の設置・整備及びその拠点活用の促進に関する助成を拡充する。

○ 中高一貫のスポーツエリート校設置

JOCエリートアカデミーや各NFに属するユースエリート競技者などが集中的・継続的に強化活動が行えるよう、国立の中高一貫校をNTC等の近隣に設置する。

3. 民間資金導入のための支援について

○ オリンピックマーク等の知的財産の保護

JOCは、自己の持つマーク、エンブレム、スローガン等の知的財産を、支援企業に使用する権利を付与することにより、民間資金を確保している。このようなマーク等は、現状、商標法あるいは不正競争防止法により一部保護されているものの万全ではない。更なる保護のために国による法制化等の支援が必要である。

オリンピックマーク等の万全な保護は、オリンピック招致にも必要な条件として国際オリンピック委員会（IOC）より求められている。オリンピック開催国では法的整備がなされている。

○ 税制面での特別な優遇措置

マーケティング収入は収益事業と位置づけられ、JOCは公益法人として税制上優遇されているものの、課税され有効活用できていない。選手強化、スポーツ振興を推進するための目的税の導入も含め、指定寄付金等の税制面での優遇措置の推進が必要である。

○ 支援企業等への支援措置

近年の経済不況等による企業がかかえるスポーツチームの休廃部は、我が国の国際競技力の向上を図る基盤を揺るがしている。選手強化に支援をしている企業等に対し、税制面を含め、より支援をしやすい環境を整える必要がある。

また、国際競技力向上に関する寄付についても指定寄付金を適用すべきである。

4. 強化に専念できる環境整備について

■ コーチ・スタッフ等の指導者の充実

○ 謝金から契約・雇用へ

トップスポーツを支えるコーチ・スタッフは謝金支払いで雇用の形態にはなっていないため（平成21年度ナショナルコーチ除く）、多くの場合、国民年金や社会保険といふ社会保障制度への加入に関する全額が自己負担となる。

また、社会的な身分が保障されておらず、不安定な生活を強いられている。社会的な地位の向上やJOCとの契約あるいは雇用など、専任コーチ、強化スタッフ等の制度の改善を図ることが必要不可欠である。

○ 国際力の強化

国際競技力向上のために、世界の競技統括組織の方針、ルール改定、用具開発等の動きの情報を早く掴み、迅速に対応していかねばならない。そのためには、国際的に活躍できる人材を育成する国際人養成プログラムを展開する必要がある。

○ ナショナルコーチアカデミー修了資格の発展・展開と修了者の活用

ナショナルコーチアカデミー終了資格の学位（博士・修士）への発展と、トップスポーツにおける業績の学術業績化について検討する必要がある。また、高等教育機関におけるトップアスリート教員枠の確保に向けたシステム構築との連動も推進すべきである。

さらに、修了者が各ブロックエリアにスポーツコーディネーター／スポーツディレクターとして配置され活用されることで、地域におけるスポーツ振興にも寄与できるシステムも整備されるべきである。

■ アスリートの練習環境の整備

○ 奨学金、傷害・失業保険制度、互助制度等の確立

経済的に恵まれない学生競技者への学業費用援助や、世界選手権等に出場する直前の準備期間に対する給料の補償など、トップ競技者が競技と職業・学業を両立させるための資金援助、コンサルタントを行う支援団体の設立、システムの確立が必要である。

○ 女性トップアスリートへの出産、子育て支援制度の整備と充実

上記のように、トップアスリートへの社会保障制度の整備は十分でない。さらには女性トップアスリートへの出産、子育てに関する環境整備や配慮が不十分であるために、女性アスリートの競技継続を阻むことも多い。出産、子育てを経験した女性トップアスリートの活躍は、男女共同参画社会のモデルとなり得ることからも、女性トップアスリートへの出産、子育て支援制度が整備されるべきである。

○ トップアスリートの活用

スポーツ交流はもとより、トップアスリートとしてパーソナリティーや人的なネットワークを活かし、スポーツ以外の分野においても、スポーツ大使（アンバサダー）への活用や、スポーツ省（庁）が設置された場合にはスポーツ大臣として登用できる制度の整備が必要である。

○ 国家による報償金制度および勲章制度の整備

JOCによるオリンピック大会での報奨金制度はあるが、国家による報奨金制度を整備する必要がある。

また、スポーツ関係の顕彰は、文化・芸術と比べて十分なものとは言えず、スポーツを極めたアスリート、指導者の社会的な価値を評価するとともに、継続的な支援を行ってきた企業・団体等を表彰する、新たなスポーツ勲章制度を整備する必要がある。

5. 国際競技大会及び国際会議の招致における国の保証・支援

○ 招致における保証

国際競技大会やスポーツに関連する国際会議の日本招致は、オリンピック大会と同様、国際競技力の向上及びスポーツを通じた世界平和・青少年の育成等に大きな意義を持つ。しかし、その招致に際してはオリンピック大会同様、政府保証がなければ、日本開催が困難な場合があり、これらが可能になるような法整備が必要である。

○ 開催経費の補助

I OC, I F, アジア・オリンピック評議会（OCA）、各アジア競技連盟（AF）が主催する国際競技大会やスポーツ国際会議の日本開催には、多額の費用がかかる。これらは国のしっかりとした補助が必要である。

○ 国際人の養成

国際競技大会及びスポーツに関連する国際会議を日本で開催することは、スポーツにおける日本のリーダーシップを確立し、そして、国際的にも影響力を持つ人材を育成することにも繋がることにより、国策として取り組む必要がある。

○ 指定寄付金の対象項目に関する検討

我が国で開催されるオリンピック大会については、指定寄付金が適用されるが、オリンピック大会以外の国際競技大会や国際会議の開催については適用されない。

オリンピック大会と同様、国際競技力の向上及びスポーツを通じた世界平和・青少年の育成等、スポーツにおける日本のリーダーシップを確立するためにも指定寄付金の適用の拡大を図る必要がある。

6. オリンピックムーブメント事業の教育との連携と支援

JOCは「オリンピックの素晴らしさや価値」を世に伝えるために「オリンピックコンサート」、「オリンピックデーラン」等様々なムーブメント事業を展開している。こうしたムーブメント事業を広く若年層まで浸透させるためには、学校教育との連携も必要であり、財政的にも支援が欠かせない。